

身体障害者補装具
判定会を開催します



身体障害者などの身体機能を補完、または代替するための補装具費用の一部を支給します。

支給に必要な更生相談所の判定会を開催しますので、希望する方は事前に社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口係で申請してください。

《日時》

- 6月28日(金) 10:30～(受付開始 10:00)
- 11月1日(金) 14:00～(受付開始 13:00)

《場所》 クリスタルアージョ

■判定が必要な補装具

オーダーメイドの車いす・電動車いす・義肢・装具・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置

※既製品の車いす、歩行器、視覚障害者安全つえ(白杖)、義眼、眼鏡などの判定は不要です。

※補聴器は判定が必要ですが今回は判定しません。

☎社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 42-2130

放任果樹伐採
助成金を交付します



ツキノワグマなど、野生動物を呼び寄せる要因となる未収穫の果樹を伐採するための費用の一部を助成します。 ※要事前申請

《対象》

- 未収穫のまま放置されている直径15cm以上の柿、栗

《助成額》 2万円/1本

※申請多数の場合は減額する場合があります。

《申請期限》 6月20日(木)

《申請方法》 市ホームページに掲載している申請書類を地域営農課農地利用係へ提出してください。

☎地域営農課 農地利用係
☎お太助フォン 47-4021 42-1003

市役所本庁・クリスタルアージョ
電話通話の録音を開始します



行政サービスの向上や公平な職務執行の確保などを目的として、電話通話の録音を開始します。

■本庁、クリスタルアージョへ電話をした場合

通話を録音する旨のアナウンスが流れ、そのあと電話

がつながります。

- 本庁、クリスタルアージョから電話をした場合
アナウンスは流れませんが通話内容を録音します。

《録音開始日》 7月1日(月)

☎財産管理課 管理・営繕係
☎お太助フォン 42-5613 42-4376

農業用施設は
適正に管理してください



農業用施設を管理している方は、梅雨時期・台風時期に備え、適正に管理してください。

■ため池

- 堤体の立ち木や雑草を刈り払い、漏水やひび割れなどを早期に発見できるようにしておく。

- 水を使わない時期や大雨が予測される場合は、低水位管理(水位を下げる・水を抜く)をする。

※低水位管理はリスクを下げるのに有効ですが、絶対に決壊しないわけではありません。危険と判断した場合には、周囲への呼び掛け、必要な避難行動をとってください。また、ため池の異常が発見された場合は、農林水産課にご連絡ください。

■農業用排水樋門

○平常時の操作方法

- 河川の水位が吐口の敷高未満のときはゲートを全開にする。

○洪水時の操作方法

- 河川から逆流が始まるまではゲートを全開にする。
- 河川からの逆流が始まったらゲートを閉じる。
- ゲートを閉じているときに、内水位が河川より高くなったらゲートを全開にする。

○操作上の留意事項

- 河川水位と内水位が急激に変動しないようにする。
- 平常時はゲートを開ける。
- 洪水時はゲートを閉じる。

※気象情報で安全が確保できないと判断した場合は、操作せず避難してください。

■農業用水路

水量が多い場合に、水路に木の葉や刈り草、ゴミなどが流れると、下流で詰まり他に被害が及ぶ場合があります。農業用水路の草刈り・掃除や泥上げの管理を行ってください。

☎農林水産課 農林土木係
☎お太助フォン 47-4022 42-1003



市職員の職場満足度を高め
市民サービスの向上につなげていきます

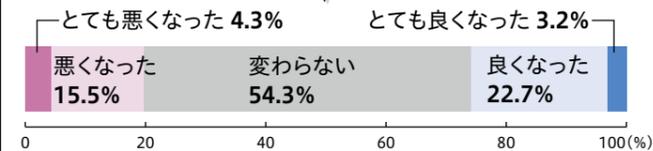
働きやすい職場環境や効率的な行政運営の構築に向けて、さまざまな制度を取り入れています。

- 時差勤務の拡充
- テレワークの導入
- 副業の解禁
- 職場参観の実施
- 電子決裁の導入
- 勤務時の服装の柔軟化

職場に関する意識調査を実施しました

職員の意識を把握し、より良い職場環境を実現するため、全職員を対象にしたアンケートを実施しました。

設問 この2～3年の市役所全体として職場の変化



☎総務課 職員係 ☎お太助フォン 42-5611

国保だより

2024年度 国民健康保険税率が決まりました

広島県では、2024年度に県内市町の保険料率を統一する予定でしたが、県全体での保険給付費が上昇したことで、2024年度の保険料収納必要額が大幅に上昇する見通しになったことから、被保険者の負担緩和のため、2024年度の統一を見送ることになりました。これを受けて本市の今年度の保険税率を決定しました。

税率の改正		2023年度 (改正前)	2024年度 (改正後)
医療給付費分	所得割率	6.78%	7.60%
	均等割額	29,100円	29,400円
	平等割額	18,800円	18,900円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.52%	2.70%
	均等割額	10,400円	10,500円
	平等割額	6,800円	6,800円
介護納付金分	所得割率	2.03%	2.04%
	均等割額	10,200円	10,300円
	平等割額	4,900円	5,000円

[参考にした保険料率]

2024年度 標準保険料率*		
医療 給付費分	所得割率	8.49%
	均等割額	36,429円
	平等割額	23,259円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.95%
	均等割額	12,367円
	平等割額	7,896円
介護 納付金分	所得割率	2.04%
	均等割額	10,384円
	平等割額	5,044円

※市町が決定する国民健康保険の税率として広島県が示すもの。

課税限度額の引き上げ(地方税法の改正)

1世帯当たりの課税限度額が変わりました。

	改正前	改正後
医療給付費分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	22万円	24万円
介護納付金分	17万円	17万円

低所得者世帯への軽減措置の拡充
(地方税法の改正)

5割軽減と2割軽減の対象世帯を判定するための所得範囲が広がりました。

☎税務課 市民税係 ☎お太助フォン 42-5614